

越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託

企画提案選考会実施要領

1 業務委託内容

「越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託（単価契約）仕様書」のとおり

2 企画提案選考会実施の趣旨

越谷市では、国保データベース（KDB）システムを活用し、地域の健康課題を分析した上で、地域の医療関係団体等と連携を図りながら、保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施し、健康課題のある高齢者を包括的に支援している。

個別的支援業務においては、個々の高齢者の心身の多様な課題に対応し、高齢者の生涯にわたる健康の保持増進、QOLの向上を図ることを目的としている。高齢者の特性を踏まえ、生活習慣病の重症化予防への支援に加え、心身機能の低下の防止、体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能の低下等のフレイルに着眼した医療専門職によるきめ細やかなアウトリーチを主体とした健康支援が必要とされる。

そのため、高齢者の保健指導における専門的技術や実施能力を有する事業者による企画提案の機会を設け、より一層高い効果が期待できる事業者を選考するため、企画提案方式による選考を行う。

3 参加に必要な条件

越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12告示第52号）に規定する「その他の業務」の令和7年度競争入札参加資格を有するもの

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加事業者等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に選考会に参加させることが適当と認める者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされていること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (9) 本選考会に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 失格事由

参加者に次の行為があつた場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があつた場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があつたと選定委員会が認めた場合
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合

6 選考形式

プレゼンテーション方式

提出された企画提案書等に基づき参加者によるプレゼンテーション（30分以内）を実施し、その後、市側から20分以内のヒアリングを実施する。

※プレゼンテーションについてはPRポイントを中心として簡潔に行うこと。

※参加申込が6社以上となった場合、提出された企画提案書を「7 審査方式」の評価基準項目1から4に基づき事務局が審査する一次選考を行う場合があること。

7 審査方式

令和7年度越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額から選考委員が下記の1から3の項目に対する提案評価及び事務局による実績評価及び価格評価点による総合評価点で判断する。なお、総合評価点の高いものから順位を決定し、最も評価の高い者を選考する。

合計点数が同点であつた場合は、評価基準項目1、5、2、3、4の順でより得点の高いものを優先するものとします。

【評価表】

評価基準項目		配点	評価事項
1.個別的支援の内容 (企画提案内容)	企画全般	5	①本業務の目的、業務内容等を十分理解し、業務の取り組み内容及びスケジュール、実施体制が具体的に示されているか
		5	②幅広い知識や専門的なノウハウを活用し、強みを生かした効果的な企画となっているか
	支援方法 (指導の質・効果)	5	③対象者への案内等について、事業の参加促進につながる効果的な工夫がなされているか
		5	④高齢者の特性に合わせ、重症化予防及びフレイル予防に着眼し、参加者が意欲的に継続できる取組内容となっているか
		5	⑤参加者の行動変容を促すための工夫はあるか
		5	⑥参加者が複数回の保健指導を離脱しない工夫はあるか
		5	⑦市や保健医療福祉関係機関等との連携が考慮されているか
	事業評価	5	⑧広域連合のデータヘルス計画に基づき、本事業の効果検証及び課題について、必要な分析を加えて明確化できるか
2.業務実施体制		10	○業務の管理体制は適切か(業務を統括する者の職務、経験について) ○業務に従事する職員の職種(管理栄養士や保健師等の医療専門職)・人数等は十分なものか ○業務に従事する職員の研修体制は適切か
3.個人情報保護・安全管理		10	○個人情報を適切に保存・管理できる体制はあるか ○市と連絡が取りやすく、事故や苦情に対し、迅速な対応がとれる体制を整えているか
4.業務実績(事務局評価項目)		10	過去5年に本市または他市で一体的実施個別的支援業務(ハイリスコアアプローチ)の実績があるか ・中核市以上での実績がある:10点 ・他市での実績がある:7点 ・類似業務(特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防対策事業等)の実績のみ:5点
5.費用(事務局評価項目)		30	$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の70\%}) / \text{委託料限度額} \} \times 100$ なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。 また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。
合計		100	

※選考会参加業者の最高点が満点の50%以下の場合は、再選考とする。

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月4日から令和7年4月25日(金)まで(予定)

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

- ・企画提案選考会実施要領
- ・仕様書
- ・参加申込書
- ・見積書様式
- ・参加辞退届
- ・質疑書

9 提出書類

(1) 参加申込書及び企画提案関係書類

提出期限 令和7年4月25日(金) 17時15分まで(必着)

提出場所 国保年金課 給付担当 清田・山中・鈴木

提出方法 持参または郵送

提出書類

①参加申込書	1部
②企画提案書	10部
③見積書〔所定様式〕	1部
④見積明細書	1部
⑤経歴書	1部

(2) 企画提案書必要記載事項

①業務実施体制

- ・事業の管理体制（管理者の氏名、職種、役割及び兼任の有無）
- ・事業の実施体制（従事職員の職種、資格、役割および兼任の有無）
- ・従事職員の研修体制
- ・個人情報管理体制
- ・安全管理の体制（事故・苦情の対応策、保険加入の有無）

②業務実績

- ・一体的実施個別的支援業務（ハイリスクアプローチ）及び類似業務の実績
（類似業務：特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防対策事業等の個別的支援）

③業務実施計画

- ・業務の目的とその考え方
- ・業務の取り組み内容及びスケジュール、実施体制
- ・事業案内通知の方法及び内容、工夫点
- ・取組区分別の保健指導方法及び内容
- ・使用する教材・ツールの内容と特徴
- ・目標とするアンケート回収率・保健指導介入率と向上への取り組み内容
- ・市や保健医療福祉関係機関との連携
- ・報告の方法及び内容
- ・効果検証及び課題抽出の方法

④PRポイントについて

- ・個別的支援のさらなる介入率の向上等に向け、PRポイントを記載

(3) 見積書作成に係る注意事項

①契約金額上限額

委託料限度額の範囲 11,000,000円（税込）以下

※11,000,000円（税込）を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とする。

- ### ②見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

- ### ③見積書及び見積内訳書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

- ④見積書には、必ず見積もった契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。
- ⑤見積明細書の様式は問わない。
- ⑥見積書、見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

10 プレゼンテーション日程

日 時	令和7年5月13日（火）13時00分～17時00分（予定） ※プレゼンテーションの順は、「参加申込書」の提出順となる。また、参加申込数によっては、午前中から開始する場合があります。詳細時刻は別途通知する。
会 場	越谷市中央市民会館 4階 会議室AB（越谷市越ヶ谷4-1-1）（予定） ※申込者数によって会場が変更となる場合があります。
機 器	プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンを使用する場合は、事前に市担当者に相談し調整すること。その他、必要な設備及び持参する機器がある場合は連絡すること。

11 注意事項

- ① 選考会参加に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- ② 提出された見積書は、これを書換え、引換えまたは撤回することはできない。また、提出書類は返却しない。
- ③ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- ④ 選考結果は、参加者全員に電子メールにて通知する。
- ⑤ 「参加申込書」を提出後に、参加を辞退する場合は、必ず「参加辞退届」を提出すること。
- ⑥ 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする

12 質疑方法

質疑期限	令和7年4月11日（金）17時15分
質疑方法	電子メールまたはFAX
回 答	令和7年4月16日（水）17時15分までに、越谷市ホームページにて質問内容に回答予定。

13 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

1 4 問 合 せ 先

越谷市 保健医療部 国保年金課 給付担当（担当：清田・山中・鈴木）

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話 0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 5 4

F A X 0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 9 9

電子メール kokuhonenkin@city.koshigaya.lg.jp

【参考資料】

(1) 令和7年度対象者（見込み）

対象圏域：令和7年度（予定）桜井、大袋、大相模、大沢、川柳、越ヶ谷

（抽出年度：令和6年度（R7.2.18抽出時点））

取組区分	取組区分 (小区分)	事業目的	抽出条件① 一体的実施・KDB活用支援ツ ール抽出条件	抽出 人数	うち 6圏域	抽出条件② 一体的実施・KDB活用支援ツ ールによる抽出(6圏域該当者)から 更に絞り込みをした抽出条件	抽出 人数	圏域毎の内訳					
								桜 井	大 袋	大 相 模	大 沢	川 柳	越 ヶ 谷
重症化予防（糖 尿病性腎症）	重症化予防（糖 尿病のコント ロール不良者）	血糖コントロール不良 かつ 薬剤処方がない者を医療機関 への受診につなげる	健診：HbA1c \geq 7.0 かつ レセプト：抽出年度（1年間） に糖尿病薬処方履歴なし	157	80	・抽出年度に75歳～80歳の者 ・要支援、要介護認定者除く ・資格喪失者除く ・腎不全除く	36	10	11	7	3	1	4
	重症化予防（糖 尿病治療中断 者）	糖尿病で薬を中止している者 に対して健康相談を行い、健 診または医療機関への受診に つなげる	健診：抽出年度の健診履歴なし かつ レセプト：抽出前年度以前の3年 間に糖尿病の薬剤処方履歴あり、 かつ抽出年度に薬剤処方履歴なし	949	475	・抽出年度に75歳～80歳の者 ・要支援、要介護認定者除く ・資格喪失者除く ・腎不全除く	80	25	22	10	16	1	6
健康状態不明者 対策	健康状態不明者 対策	健康状態不明者に対するアウ トリーチ等による支援を行う	健診：抽出年度及び抽出前年度の 2年度において健診受診なし かつ レセプト：入院・外来・歯科の履 歴なし かつ 介護：介護認定なし	925	437	・抽出年度に75歳～80歳の者 ・資格喪失者除く	242	65	69	29	44	16	19
口腔機能低下予 防対策	口腔	口腔機能低下によるフレイル リスクの高い者へ、歯科健診 受診につなげる	健診：質問票④（咀嚼機能）、ま たは質問票⑤（嚥下機能）に該当 かつ レセプト：12か月歯科受診なしに 該当する者	1880	937	・抽出年度に75歳、80歳の者 ・要支援、要介護認定者除く ・資格喪失者除く	83	25	29	10	6	6	7

(2) 令和6年度実績及び課題

	対象者	2回目通知 対象者	アンケート 回収	希望者	アポなし訪問 対象者	個別指導 (1回目)	※ 訪問	※ 電話	※アン ケート のみ	個別指導 (2回目)	事業評価 アンケート
重症化予防 未受診者	42	21 50.0%	26 61.9%	5 11.9%	-	3 7.1%	2 4.8%	1 2.4%	-	3 100.0%	3 100.0%
重症化予防 治療中断者	62	45 72.6%	32 51.6%	3 4.8%	-	2 3.2%	1 1.6%	1 1.6%	-	2 100.0%	1 50.0%
健康状態 不明者	266	143 53.8%	163 61.3%	7 2.6%	86 32.3%	17 6.4%	16 6.0%	1 0.4%	2 0.8%	13 76.5%	12 70.6%

※個別指導1回目実施者を母数

課題

- ① 糖尿病性腎症重症化予防対策事業、健康状態不明者対策事業とも参加申込者が少なかった
- ② アンケート返信者のうち、健康課題が見受けられる対象者がいたが、事業への参加を希望されな
かったため、個別支援を実施できなかった
- ③ 健康状態不明者対策事業のアンケートの返信がなくアポなし訪問した人のうち、不在または折り
返しの連絡がない対象者が2割いた

(3) 市内の圏域（全13圏域）

